

7 環政第 228534 号
令和 8 年 1 月 19 日

坂出 L N G 株式会社
取締役社長 佐相 敬一 様

香川県知事 池田 豊人

坂出 L N G 基地増設計画に関する環境影響評価方法書
に対する知事意見について

このことについて、香川県環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。
なお、別添の関係市町長の意見についても十分配慮してください。

坂出LNG基地増設計画に関する環境影響評価方法書に対する知事意見

このことについて、環境の保全の見地から、下記の事項について十分配慮する必要がある。

記

- 1 事業特性及び地域特性を十分に考慮した調査、予測及び評価を行った上で、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- 2 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、より一層の環境影響の程度の低減について検討し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において検討内容を記載すること。
- 3 他事業者の環境影響評価に関する公表された情報を収集し、可能な限り環境への累積的な影響についての調査、予測及び評価を行うこと。
- 4 環境影響評価の実施中に環境への影響に関する新たな事実が判明した場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法を見直し、追加的な調査、予測及び評価を行うこと。
- 5 今後、手続きを進めるに当たっては、地域住民及び関係機関等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- 6 準備書は専門性を備えた図書となるよう詳細に記載し、地域住民や関係機関等に対して説明を行う際には、文書や図、用語の使用等について工夫した資料を活用し、分かりやすい説明に努めること。
- 7 環境影響評価図書は、法令に基づく縦覧期間終了後も継続してウェブサイトへの掲載等により公表するよう努めること。
- 8 個別的事項
 - (1) 土壤汚染について
 - ・計画施設の建設用地は過去に他事業者から取得した土地であるところ、当該土地に関する土地利用履歴について、土地取得前の土壤汚染に関する調査の結果等を含め、準備書において詳細に記載すること。
 - (2) 陸生及び水生の植物及び動物について
 - ・現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて、専門家等の指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。
 - (3) 景観について
 - ・主要な眺望景観に関する調査、予測及び評価にあたっては、瀬戸大橋（本州四

国連絡橋児島・坂出ルート）からの眺望景観に与える影響を適切に評価できる地点を含むよう努めること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場について

- ・工事の実施における工事用資材等の搬出入及び施設供用における資材等の搬出入によって、人と自然との触れ合いの活動の場の利用者のアクセス性への影響が懸念されるため、適切な環境保全措置を検討すること。

(5) 廃棄物等について

- ・工事の実施及び計画施設の供用に当たっては、廃棄物の発生抑制や再生利用に努めるとともに、廃棄物を適正に処理すること。
- ・工事の実施に伴い発生する残土については、極力、対象事業実施区域内で有効利用すること。

別添

坂生第599号
令和7年12月9日

香川県知事 池田 豊人 殿

坂出市長 有福 哲二

坂出 LNG 基地増設計画に関する環境影響評価方法書
に対する意見について

令和7年11月17日付け 7 環政第 186627 号において照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 当該事業は、四国電力(株)による坂出 5 号機建設計画や、今後予想される工場等の需要家の LNG（液化天然ガス）への燃料転換等に伴い、LNG の貯蔵・気化・払い出し設備の増設を行う計画であるが、事業の実施に当たっては、周辺の環境に十分に配慮するとともに、事業の影響を受ける地域住民や漁業者等に対して積極的な情報提供と丁寧な説明を行うこと。
2. 環境影響評価の実施にあたっては、適切な調査、予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全対策を検討すること。

7字住発第 525 号
令和7年11月26日

香川県知事 池田 豊人 様



環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

令和7年11月17日付け7環政第186627号で照会のあった標題について、下記のとおり回答いたします。

記

1 意見

- (1) 事業計画、工事計画の具体化にあたっては、生活環境を損なうことのないよう配慮すること。また、最新の技術を導入するなど、できる限り温室効果ガス排出量の削減、環境影響の低減を図ること。
- (2) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された手法等を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 町民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。
- (4) 工事車両の通行に当たっては、大気汚染並びに交通騒音及び渋滞の軽減に努めること。